

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計6件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年5月28日	個人	—	—
2	平成28年6月17日	DSL事業者協議会	会長	三須 久
3	平成28年6月17日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
4	平成28年6月17日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
5	平成28年6月17日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
6	平成28年6月17日	個人	—	—

意見書

平成 28 年 5 月 28 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

光ファイバーを使用したネット回線の利用料が高すぎる

ネットでの買い物などはとても便利に利用できるようになったので、病人や老人介護の必要な家庭ではもはや必須と言える

そういった家庭は経済的にも負担が大きく、通信費が高いのは困ります

NTTは第三セクターなど税金を利用して安価に光ファイバーを設置しているし、光ファイバーの性質上送受信に重量がなく管理の必要もないにも関わらず、月々の利用料は依然高いままです

NTTは儲け過ぎです

市民にとって今や光ファイバーはライフラインであり贅沢品ではありませんが、利用料が高いので贅沢品扱いせざるを得ない

利用料の値下げを希望します

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 650-0027

(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 三共神戸ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) ていえすえんじぎょうしゃきょうかい かいちよう みす ひし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のおり意見を提出します。

意見提出者 DSL 事業者協議会

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共協議会の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
2. 加入光ファイバ接続料の算定 (1) 加入者回線及びFTM ① 接続料原価の予測	<p>「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成 27 年 9 月 14 日情報通信審議会答申)の答申で示された「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」という NTT 東西殿の考え方を踏まえ、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の接続料が算定された結果、平成 31 年度では NTT 東日本殿:2,036 円、NTT 西日本殿:2,044 円と 2,000 円程度の接続料水準となりましたが、各年度の接続料水準の妥当性を検証する必要があると考えます。</p> <p>この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれの措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減 ・ 償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・ 「コスト把握の精緻化」
【参考】 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し	<p>光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数(架空 15 年、地下 21 年)の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT 東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空 18.7 年、地下 25.6 年と延びた結果となっております。</p> <p>また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」(平成 27 年 1 月 同研究会報告書)との考えから、平成 28 年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成 28 年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空 18.7 年、地下 25.6 年」に見直すべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさか しきたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おがていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	弊社意見
<p>電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案</p>	<p>「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、NTT東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やCATV事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。</p> <p>NTT東西殿の一部改正案は、主端末回線と分岐端末回線間での故障修理等のコスト把握の精緻化、将来原価方式で算定した接続料と実績との乖離を補償する乖離額調整、適正な光ファイバの耐用年数の検討といった、加入光ファイバに係る実際のコストを適正に接続料へ反映するための検討を経たものであり、これに賛同します。</p> <p>しかし、将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、実績原価方式を採用すべきであると考えます。制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度です。このため、仮に乖離額調整により平成31年度の主端末回線の接続料が2千円程度の水準を上回る事となる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により接続料を低廉化させるべきではないと考えます。</p>

以上

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー

代表取締役社長兼 CEO みやうち けん 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
2. 加入光ファイバ接続料の算定 (1) 加入者回線及びF T M ① 接続料原価の予測	<p>東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本殿」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）の加入光ファイバ主端末回線に係る接続料は、平成 31 年度で NTT 東日本殿：2,036 円、NTT 西日本殿：2,044 円となっておりますが、その主たる要因として減価償却方法の定率法から定額法への変更、コスト把握の精緻化及び後年度費用の軽減施策によるものと理解しています。</p> <p>しかし、網使用料算定根拠等の開示資料ではその影響の全体額が開示されるに留まり、接続事業者において検証ができず、予見性も確保できないため、事業者が負担すべき金額のもととなる各施策の影響考慮後の費用明細表や固定資産明細表を情報開示頂くことに加え、各施策におけるこれらの明細表への年度毎影響額を開示すべきです。</p>
2. 加入光ファイバ接続料の算定 (1) 加入者回線及びF T M	<p>今後、例えば接続専用サービスで光ファイバをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることになります。</p> <p>そのため、終了対象サービスについて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば 5 年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。</p>
2. 加入光ファイバ接続料の算定 (3) 現行接続料算定期間において生じた調整額の扱い	<p>接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」（第三十三条第 4 項第二号）が規定されておりますが、NTT 東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が 40%程度という低い稼働状況は NTT 東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。</p> <p>また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに</p>

掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。

自己資本利益率は、接続料規則上、『期待自己資本利益（＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利））の過去三年間の平均値』または『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」（第十二条第3項）と規定されているため、必ずしも上限値を採用する必要性はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。

また、自己資本比率は特に NTT 東日本殿で上昇が続いており平成 26 年度ベースで 75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因になっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたいと思っております。

【参考】NTT 東日本殿におけるレートベース推移と接続料原価に占める報酬の割合

	平成 28 年度予測	平成 29 年度予測	平成 30 年度予測	平成 31 年度予測
レートベース (百万円)	785, 546	791, 676	794, 879	794, 222
報酬が接続料原 価に占める割合	37%	39%	40%	45%

【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

NTT 東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年数（現行：架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年）について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT 東西殿が 7 つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル 13～20 年、地下ケーブル 19～32 年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（平成 27 年 9 月）において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。

つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。

以上

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年5月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	弊社意見																																																																									
情通審答申「加入光ファイバに係わる接続制度の在り方について」を踏まえた対応状況	<p>今回、シェアアクセス方式の主端末回線接続料は、乖離額調整の平準化（平成 27 年度乖離額調整見込を平成 29 年度及び平成 30 年度接続料に按分）等の措置を含めて、平成 28 年度の 2,675 円から平成 31 年度の 2,036 円（平成 27 年度 2,929 円。NTT 東、保守区分タイプ 1-2 の場合）へなだらかに低廉化する水準で認可申請が行われております。</p> <p>しかしながら、直近の平成 28 年度接続料を見ると、乖離額調整の影響を大きく受けて、主端末回線接続料及び分岐端末回線接続料のトータルで考えると、平均収容数が、NTT 東で 1.95 以上、NTT 西で 1.56 以上の場合は、収容数が高くなるほど大幅な値上げになっているという事実をしっかりと認識すべきです。</p> <table border="1" data-bbox="562 646 1915 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">NTT 東</th> <th colspan="3">NTT 西</th> </tr> <tr> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端末回線 ()内は乖離額調整分</td> <td>2,929 円</td> <td>2,675 円 (+286 円)</td> <td>▲254 円</td> <td>2,947 円</td> <td>2,679 円 (+324 円)</td> <td>▲268 円</td> </tr> <tr> <td>分岐端末回線</td> <td>275 円</td> <td>405 円</td> <td>+130 円</td> <td>312 円</td> <td>484 円</td> <td>+172 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="562 957 1915 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(1 回線あたり接続料) 主端末 + 分岐回線</th> <th colspan="3">NTT 東</th> <th colspan="3">NTT 西</th> </tr> <tr> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均収容数 1</td> <td>3,204 円</td> <td>3,080 円</td> <td>▲124 円</td> <td>3,259 円</td> <td>3,163 円</td> <td>▲96 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 2</td> <td>1,740 円</td> <td>1,743 円</td> <td>+3 円</td> <td>1,786 円</td> <td>1,824 円</td> <td>+38 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 3</td> <td>1,251 円</td> <td>1,297 円</td> <td>+45 円</td> <td>1,294 円</td> <td>1,377 円</td> <td>+83 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 4</td> <td>1,007 円</td> <td>1,074 円</td> <td>+67 円</td> <td>1,049 円</td> <td>1,154 円</td> <td>+105 円</td> </tr> </tbody> </table>							NTT 東			NTT 西			H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	主端末回線 ()内は乖離額調整分	2,929 円	2,675 円 (+286 円)	▲254 円	2,947 円	2,679 円 (+324 円)	▲268 円	分岐端末回線	275 円	405 円	+130 円	312 円	484 円	+172 円	(1 回線あたり接続料) 主端末 + 分岐回線	NTT 東			NTT 西			H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	平均収容数 1	3,204 円	3,080 円	▲124 円	3,259 円	3,163 円	▲96 円	平均収容数 2	1,740 円	1,743 円	+3 円	1,786 円	1,824 円	+38 円	平均収容数 3	1,251 円	1,297 円	+45 円	1,294 円	1,377 円	+83 円	平均収容数 4	1,007 円	1,074 円	+67 円	1,049 円	1,154 円	+105 円
	NTT 東			NTT 西																																																																						
	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差																																																																				
主端末回線 ()内は乖離額調整分	2,929 円	2,675 円 (+286 円)	▲254 円	2,947 円	2,679 円 (+324 円)	▲268 円																																																																				
分岐端末回線	275 円	405 円	+130 円	312 円	484 円	+172 円																																																																				
(1 回線あたり接続料) 主端末 + 分岐回線	NTT 東			NTT 西																																																																						
	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差																																																																				
平均収容数 1	3,204 円	3,080 円	▲124 円	3,259 円	3,163 円	▲96 円																																																																				
平均収容数 2	1,740 円	1,743 円	+3 円	1,786 円	1,824 円	+38 円																																																																				
平均収容数 3	1,251 円	1,297 円	+45 円	1,294 円	1,377 円	+83 円																																																																				
平均収容数 4	1,007 円	1,074 円	+67 円	1,049 円	1,154 円	+105 円																																																																				

<p>乖離額調整</p>	<p>本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額を NTT 東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。</p> <p>しかしながら、今回の認可申請においては、NTT 東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT 東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。</p> <p>したがって、今回認可申請された接続料水準について実効性を確保し、また、NTT 東・西のコスト削減インセンティブを継続的に確保する観点から、一芯当たりの実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した上で、例えば、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等、NTT 東・西が平成31年度2,000円程度の接続料水準を達成するために実行すると公言した NTT 東・西起因の施策において乖離額が発生した分については、事後に接続料への算入を認めるべきではありません。</p> <p>また、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組みについて、確実な実施を促すため、実施内容やその効果・実績について毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容と大きく異なっていないか等について確認することが必要だと考えます。</p>
<p>コスト把握の精緻化</p>	<p>「コスト把握の精緻化」は、主端末回線と分岐端末回線の間で電柱、故障修理等のコスト把握について精緻化を行うもので、結果として、従来の算定と比べて、主端末回線は値下げ、分岐端末回線は値上げという形で接続料が算定されるため、シェアアクセス方式の接続事業者、とりわけ高収容数の接続事業者に、接続料の負担増という形で大きな影響を及ぼします。</p> <p>一方で、「コスト把握の精緻化」を行うためのコストドライバーについては、サンプル調査によって実績の把握が行われているため、このサンプル調査に偏りが発生していないのか、実態に即した算定になっているのか等について、総務省が内容を精査して問題がないことを確認するとともに、サンプル調査の具体的な内容・詳細結果について、一部については当社からの要望に応じて個別に NTT 東・西から情報開示いただいておりますが、接続事業者へ可能な限り情報を開示し、算定方法の透明化を図ることが必要です。</p>
<p>光ファイバケーブルの耐用年数の見直し</p>	<p>光ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、昨年度の答申において、「NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、『経</p>

	<p>済的耐用年数』と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠（推計結果等）を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT 東西自らが公表することが適当である。」といった考え方が示されました。</p> <p>今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT 東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。</p>
8 収容の原則	<p>シェアアクセス方式では、1 ユーザ当たりの接続料負担を引き下げするためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置（「8収容の原則」の徹底）が重要な要素となります。</p> <p>今回、8 収容の原則及び当該原則が適切に適用されなかった場合の対処が接続約款に規定されますが、NTT東・西においては、当該原則が適切に適用されなければ接続約款の規定に基づき対応すればよいということではなく、当該原則が適切に適用されないケースが発生しないよう、運用の徹底に努めることが必要です。</p>
網使用料算定根拠資料における個別影響の情報開示	<p>今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。</p> <p>そのため、個別影響の算定内容については接続事業者から見てブラックボックスとなっており、今回の認可申請における想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか等について検証することができない一方で、予測と実績の乖離が発生した場合に事後的に乖離額調整を行うべく、NTT東・西は、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請を行っております。</p> <p>仮に、今回の接続料算定期間においても、特例的に事後の乖離額調整が認められるのであれば、少なくとも、そのような個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者が開示すべきと考えます。</p>
原価の一部に加入光ファイバを含むメガデータネット等	<p>今後、メガデータネット等を含む NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。</p> <p>ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、こ</p>

これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。

この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止としているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合に FCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。

以上

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以下、意見を言う。

望ましい改正であると思われた。今回の改正内容において、光信号分岐端末回線についての記述が行われたのはとても良い事であるとする。

意見は以上である。